

茨城県議会議員選挙

坂東市議会議員選挙

お知らせ

12月9日は、茨城県議会議員一般選挙及び坂東市議会議員一般選挙の投票日です。なお、両選挙の立候補予定者説明会及び立候補受付は次のとおりです。

◆茨城県議会議員選挙

坂東市・五霞町・境町選挙区

【立候補予定者説明会】

10月30日（火）午前10時～

筑西合同庁舎

【立候補受付】

11月30日（金）

午前8時30分～午後5時

市役所3階大会議室

◆坂東市議会議員選挙

【立候補予定者説明会】

10月29日（月）午後2時～

市役所1階多目的ホール

【立候補受付】

12月2日（日）

午前8時30分～午後5時

市役所3階大会議室

■お問合せ

坂東市選挙管理委員会（総務課内）

☎0297(21)2178

外国人を雇用する事業主のみなさんへ 不法就労防止にご協力ください

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。平成24年7月から導入された「中長期在留者の在留管理制度」により、在留カードを所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。外国人が不法就労にならないよう注意してください。

不法就労となる3つのケース

1	不法滞在者や被退去強制者が働くケース	・密入国した人や在留期限の切れた人が働く ・退去強制されることが既に決まっている人が働く
2	入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース	・観光等短期滞在目的で入国した人が働く ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
3	入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース	・外国料理のコックとして働くことを認められた人が工場・事業所で単純労働者として働く ・留学生が許可された時間数を超えて働く

事業主も処罰の対象となります

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
→3年以下の懲役・300万円以下の罰金
- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主
→退去強制の対象
- ・ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
→30万円以下の罰金

- 外国人を雇用する際には在留カードを確認してください
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)
- 不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には「地方入国管理局へ通報・出頭を促す」などしてください

■お問合せ 農業政策課 ☎0297(21)2194